

信書及び信書便事業

1. 信書とは

「**信書**」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書です。
 「**特定の受取人**」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。

「**意思を表示し、又は事実を通知する**」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。

「**文書**」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです(CDなどの電磁的記録物は文書ではありません。)

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
■書状 ・ 手紙、はがき	■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター ■カタログ ■小切手の類 【類例】手形、株券 ■プリペイドカードの類 【類例】商品券、図書券 ■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード ■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード ◇住民基本台帳カード ■ダイレクトメール ・ 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・ 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの
■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書 ◇レセプト(診療報酬明細書等)	
■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書	
■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状	
■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し ◇健康保険証、◇登録簿謄本	
■ダイレクトメール ・ 文書自体に受取人が記載されている文書 ・ 商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載さ	

◇は個々の相談事例において判断されたもの。

2. 特定信書便事業者とは

郵便事業株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、総務大臣の許可を受けた信書便事業者のうち、次の3つのいずれかに該当する信書便物(信書と同封される信書以外の物を含む。)の送達サービスを提供することが可能な事業者のことです。

第1号役務

【大型信書便サービス】

(1) 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの

第2号役務

【3時間以内送達】

(2) 信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの

第3号役務

【高付加価値サービス】

(3) 1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物を送達するもの